

第41回香川県環境影響評価技術審査会会議録

- 1 日時 令和7年7月15日（火）10時00分～11時55分
- 2 場所 香川県庁本館12階第5会議室（香川県高松市番町四丁目1番10号）
- 3 出席委員 7名
- 4 欠席委員 2名
- 5 その他の出席者

- ・事務局

香川県環境森林部環境政策課 4名

- ・事業者

〔議題1〕

コスモ石油株式会社 5名

パシフィックコンサルタンツ株式会社 5名

〔議題2〕

国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所道路調査課 2名

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 1名

6 議題

- (1) (仮称) バイオエタノールを原料とする SAF-ATJ 製造事業について
(香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書)
- (2) 高松環状道路(福岡町～檀紙町)について
(環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書)

7 議事の経過

別紙のとおり

香川県環境影響評価技術審査会 会議録

日時：令和7年7月15日（火）10時00分～11時55分

場所：香川県庁本館 12階第5会議室

委員	<p>会議に入る前に、会議の傍聴希望者について報告する。</p> <p>本会議の開催を周知したところ、6名の傍聴希望者が来ている。また、議題2について、事前に4名の傍聴希望の申出があった。</p> <p>また、事業者のコスモ石油株式会社のほか、環境影響評価方法書の作成に関わるパシフィックコンサルタンツ株式会社の会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。</p> <p>傍聴希望者の入室と、コスモ石油株式会社ほかの会議への出席について、許可してよろしいか。</p> <p>（委員了承）</p> <p>では、入室を許可する。</p>
事務局	<p>ただ今から、第41回香川県環境影響評価技術審査会を開催する。</p> <p>本日は2件の議題があり、先に「（仮称）バイオエタノールを原料とするSAF-ATJ製造事業」の環境影響評価方法書について、その次に「高松環状道路（福岡町～檀紙町）」の計画段階環境配慮書についてご審議いただく。</p> <p>続いて、本日の出席状況について、ご報告する。</p> <p>本審査会の出席者数は、9名中7名で、香川県環境影響評価技術審査会運営規程に定める「委員の2分の1以上の出席」の要件を満たしているので、本日の審査会は成立していることをご報告する。</p> <p>それでは、審査会運営規程第2条第1項の規定により、会長が議長となって議事を進行していくだく。</p>
委員	<p>委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げる。</p> <p>今回は「（仮称）バイオエタノールを原料とするSAF-ATJ製造事業」の環境影響評価方法書と「高松環状道路（福岡町～檀紙町）」の計画段階環境配慮書について審議を進めたいと考えている。</p> <p>議事に入る前に、私の方から本日の会議録の署名委員を指名する。会議録の署名は、○○委員と○○委員にそれぞれお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>（署名委員了承）</p> <p>では、議事を進める。</p> <p>議題1の「（仮称）バイオエタノールを原料とするSAF-ATJ製造事業」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	(坂出市長・宇多津町長からの意見、答申案について説明)
委員	それでは、事務局からの説明のあった内容を参考にしながら、議論を深めたいと思う。
委員	事業者への質問や答申案に関する意見はあるか。
委員	計画施設の施設配置計画、使用燃料、付帯設備の処理能力、排出ガス諸元等が明確になっていないが、具体的な諸元が分かるのはいつ頃になるのか。
事業者	準備書の作成までには明確にする予定である。万が一、準備書の段階で決まっていない仕様がある場合は、最も影響が大きくなる仕様を想定して環境影響評価を行う。
委員	排水量の増加は、2,400m ³ /日のことであるが、これは確定した数字なのか。
事業者	2,400m ³ /日の大部分は雨水であるとのことだが、なぜ雨水を分けずに排水処理を行うのか。
事業者	雨水を含めて2,400m ³ /日であり、雨が降らなければ2,400m ³ /日より小さい数字となる。
事業者	一般的に、雨水を除いて排水処理する場合と、雨水も含めて排水処理する場合があるが、本事業場では、製油所時代から装置エリアの雨水は全て排水処理設備で処理することとしているため、今回もそのように計画している。
事業者	雨水を分けて処理することも検討しており、その場合は2,400m ³ /日より小さくなる可能性がある。
委員	漁業への影響については、どのように考えているのか。
事業者	排水については、法令に基づく排水基準値を遵守して泊地内に排水する。泊地内は漁業権が設定されていない区域であるが、排水による影響の程度を確認し、準備書でお示ししたい。
事業者	海域における水深確保工事においては、濁りが発生することが懸念されるので、水質や水流の現

	況調査を行い、シルトフェンス等の対策で影響をできるだけ低減する。
委員	土壤環境については、方法書の中では環境影響評価項目として選定されていなかった。また、6月6日に開催した本審査会でも土壤環境に関する意見は出ていなかったが、事務局の確認により項目として挙げられたという理解で良いか。
事務局	ご指摘のとおりである。 方法書の中で、土壤汚染対策法に基づく調査を実施し、その結果を踏まえて法令に基づく対応を確実に行なうことが記載されている。このため、事業者としては、個別法令に基づく対応を行うことから、土壤環境については環境影響評価項目として選定していなかったとお聞きしている。 しかし、香川県環境影響評価技術指針では「土壤に係る調査、予測及び評価は、土壤汚染に係る環境基準が設定されている物質について行なうものとする。」と規定されていることから、個別法令の手続きによらず、環境影響評価の手続きとして、土壤に関する調査、予測及び評価を行うよう記載した。
委員	この土壤環境の箇所に、土地の使用履歴や土壤汚染のおそれの有無の確認を行う旨を追記するべきである。その評価結果を準備書手続きで確認したいと思う。
事務局	承知した。
委員	陸生植物の調査地点はどこになるのか。 6月6日に開催した本審査会の現地視察では、調査対象となる陸生植物や陸生動物がいるか疑問に感じた。
事業者	敷地内を対象としている。 調査対象となる陸生植物や陸生動物がいないということをお示しするという意味で調査項目としている。
委員	海域における水深確保工事は、水生植物や水生動物への影響が大きいと思われるが、水生植物や水生動物の文言を答申案に記載するべきではないか。
委員	私も同じ意見である。
事務局	答申案には、方法書に記載されている生態系の調査手法のうち、調査内容に不足を感じる部分として陸生植物および陸生動物に関する記載を行っている。 ご指摘のとおり、誤解がないよう、「水生植物や水生動物に加えて」という文言を追加する。
委員	景観について、与島が眺望点として選定されているが、瀬戸内の島々の景観として海からの視点も検討し、与島だけでなく本島等の海からの眺望についても考慮してほしい。
事業者	ご指摘を踏まえ、海からの眺望について具体的な眺望点を追加する。
委員	人と自然との触れ合いの活動の場について、方法書では工事の実施による影響の程度を確認することとしているが、瀬戸大橋記念公園が近いため、施設の供用の観点でも影響の程度を確認するべきである。
事務局	ご指摘のとおり、答申案として、施設の供用に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の状況の変化について、調査、予測及び評価を実施することを記載した。
委員	景観について、今回設置する煙突からは常時白煙が出るのか。景観は「施設の存在」が対象となっているが、白煙が排出される「施設の稼働」も対象とするべきである。
事業者	煙突からの排出は常時行われるものではない。冬季にボイラー等から排出された水蒸気が空気で冷やされ、白く見える可能性はある。 ご指摘のとおり、「施設の稼働」についても対象とするよう検討する。調査項目の名称については、県と調整する。
委員	廃棄物について、「残土」という言葉があるが、廃棄物に該当しない土を残土と表現しているのか。 廃棄物は適正処理し、残土は有効利用するという理解で良いか。
事務局	お見込みのとおりである。香川県環境影響評価技術指針では、廃棄物と残土が異なる項目として規定されており、残土は廃棄物に該当しない土として記載している。
委員	ご意見・ご質問がある程度出尽くしたようなので、これで「(仮称)バイオエタノールを原料とするSAF-ATJ製造事業」についての議論を終了する。 では、ここで事業者には退出いただく。 続いて、議題2の「高松環状道路(福岡町～檀紙町)」について、入室確認を行う。 事業予定者の国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所のほか、計画段階環境配慮書の作成に関わる株式会社オリエンタルコンサルタンツの会議への出席について、「香川県環境影響評価技

	<p>「審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。</p> <p>傍聴希望者の入室と、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所ほかの会議への出席について、許可してよろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>では、入室を許可する。</p> <p>議題2の「高松環状道路(福岡町～檀紙町)」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	(高松市長からの意見、答申案について説明)
委員	<p>それでは、事業予定者への質問や答申案に関する意見をお聞きしたいが、まず私から確認したい。</p> <p>今回の配慮書では、3つのルート帯が示されているが、方法書の手続きでは、この3つのルート帯それぞれに対して調査、予測及び評価を行うのか。</p>
事業予定者	<p>令和7年2月に開催した、本事業に関する第三者委員会である四国地方小委員会において、A案のルート帯が対応方針案と決定している。</p> <p>今後は、県から提出された意見等を踏まえて、A案のルート帯について方法書の作成を進める予定である。</p>
委員	<p>全体的事項(1)において、「ルート帯を選定した根拠を詳細に記載すること」としているが、何を期待してこのような記載をしているのか。</p> <p>方法書の段階ではルート帯が一つに絞られるところだが、ルート帯の選定にあたっては、道路事業全体としては環境以外にも優先して考慮すべきことがあり、環境への影響が最も少ないからこのルート帯にした、という答えが返ってこないかもしれない。</p>
事務局	<p>ルート帯の選定について、環境面での検討経緯を記載していただくことを想定している。</p> <p>ご指摘のとおり、ルート帯の選定にあたっては、社会面、経済面からも検討されるため、環境面で最も優れたルート帯が選定されるとは限らないと考える。</p> <p>しかし、ルート帯の選定にあたって、例えば最も環境への影響が大きいルート帯が選定され、その根拠について説明がなされないとすれば、環境影響評価手続きの意義が損なわれることとなる。</p> <p>このため、ルート帯を選定した経緯の説明を求める趣旨で記載している。</p>
委員	今の議論についてだが、配慮書では3つのルート帯が示されているが、次の方法書の段階では環境保全の観点でルート帯が一つに選定されるということか。最も環境への影響が低減されるルート帯が選定されないこともあるのか。
事務局	<p>今回の配慮書の手続きは、具体的な工事計画が決まる前の段階での手続きであり、環境への影響を比較するために複数案を検討している。</p> <p>方法書の段階ではルート帯が一つに選定され、より具体的な場所に対して、調査方法等を記載することとなる。</p> <p>先ほどの議論のとおり、ルート帯の選定にあたっては、社会面、経済面からも検討されるため、環境面で最も優れたルート帯が選定されない可能性もある。</p> <p>しかし、そうであっても環境への影響を回避又は極力低減することとし、ルート帯を選定した経緯を記載していただきたいと考えている。</p>
委員	<p>配慮書に示されている3つのルート帯案は、それぞれ環境への影響が異なり、どの案を選ぶかによって工法が異なると思う。</p> <p>ルート帯の選定時に最適な工法も選定され、その経緯も記載されることになるのか。</p> <p>また、一つのルート帯に対して工法はいくつ検討されるのか。</p> <p>方法書において、工法も一つに絞った上で記載されるのか、それとも複数の工法に対して記載されるのか。</p>
事業予定者	<p>方法書ではルート帯は選定するものの、ルート帯の中の具体的なルート位置までは決まらない見込みであり、工法は限定しない状態で調査方法等を検討し、記載する予定である。</p> <p>具体的なルート位置は、今後の準備書の手続き段階で明示する予定である。</p>
委員	大気環境について、「集落・市街地等」という文言が記載されているが、集落と市街地の用語の定義を確認した上で記載するべきである。
事務局	確認するようにする。
委員	配慮書では工事の実施による環境への影響は触れられていないが、方法書以降の手続きから記載することとなるのか。
事務局	お見込みのとおり。

	配慮書の手続きでは、具体的な事業計画が決まっていないことから、一般的に工事の実施による環境への影響は対象とせず、供用後における環境への影響を検討することとなっている。
委員	水環境について、「香東川水系」と具体的な水系に触れられているが、3つのルート案は香東川水系以外の水系にも影響することから、「高松平野」などもっと広い地域名称とした方が良い。
事務局	承知した。表現を再度検討する。
委員	景観について、眺望点からの調査だけでなく、生活圏からどのように見えるのかという観点を調査に入れてほしい。 できた時はこういう風に見えるということを、地域住民への説明時に示してほしい。
事業予定者	ご指摘の点について検討する。工夫して、一般の方に理解してもらう努力をしていきたい。
委員	主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、香東川沿いだけか。 高松は海に面した水の都で、市民にとっても海に接する機会は多くある。人と自然との触れ合いの活動の場の対象として、海岸線も含めて検討してほしい。
事業予定者	主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、玉藻公園、中央公園、紫雲山ハイキングコース、屋島サイクリングコース等がある。 今後、海岸線については方法書以降の手続きにおいて検討してまいりたい。
委員	その他事項の内容は、基本的なことだと思う。配慮書に記載がないため、あえて答申案に記載しているという理解で良いか。
事務局	一般的な留意点として記載している。
委員	高松市長からの意見が答申案に反映されているか確認したい。 高松市長からは、生活環境への影響が最小限となるよう、周辺の生活道路等への対策を含めた調査を行うことや、中高層建築物が多い市街地における既存道路等の公共空間の十分な活用して生活環境への影響を低減するよう検討を行うことといった意見が提出されている。
委員	答申案の大気環境に関する内容において、集落・市街地等の存在や生活環境への影響に配慮した事業計画とすることを記載しているので、この部分に高松市長からの意見が反映できるよう追記してはどうか。
事務局	追記するよう検討する。
委員	ご意見・ご質問がある程度出尽くしたようなので、これで「高松環状道路(福岡町～檀紙町)」についての議論を終了する。 では、ここで事業予定者には退出いただく。 本日の議題は以上だが、事務局から連絡事項はあるか。
事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載等について説明)
委員	他に意見がなければ、本日の議事はこれで終了する。長時間のご審議に感謝する。